

# ISHIZUCHI

令和4年(2022) Vol.318  
共済だより 3月号  
—ご家族でご覧ください—

四国中央市川之江町

## 四国中央市歴史考古博物館 —高原ミュージアム—

四国中央市歴史考古博物館は、2020年に新たにオープンした博物館です。温度・湿度管理を徹底することで、これまでは資料保存の観点から展示することができなかった貴重な資料を公開できるようになりました。

展示品の一つである、上分西遺跡から出土した通称「上分銅鐸」は、愛媛県で唯一の出土銅鐸で、鈕(ちゅう)と呼ばれる吊り手部分だけが、分割されて埋められていました。当時は今以上に貴重であった青銅器に込めた弥生時代の人々の祈りにふれるようです。

およそ二千年前の弥生時代、歴史の1ページを今に伝えています。

## CONTENTS

- 2 知っておきたい！退職後の共済制度
- 6 住所変更の届出について
- 7 年金者連盟からのご案内
- 7 気のせいじゃない！気象病
- 8 特定保健指導で健康改善！
- 9 特定健康診査受診券等が届いた家族(被扶養者)の皆さまへ  
ライフプランセミナー(配信形式)開催中！
- 9 令和4年度人間ドック等利用助成の申込みをされた方へ  
ここからだの健康相談
- 10 被扶養者認定の取扱いについて「夫婦共同扶養」
- 10 被扶養者認定の取扱いについて「ご回生による収入増」
- 11 就職シーズン被扶養者の取消手続をお忘れなく！
- 12 入学・修学貸付のご案内
- 13 物品購入は共済組合の物資供給事業をご利用ください
- 14 在職中の障害厚生年金について
- 15 「令和4年 年金制度等の改正のポイント」で  
えひめ共済会館の新型コロナウイルス対策



愛媛県市町村職員共済組合  
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

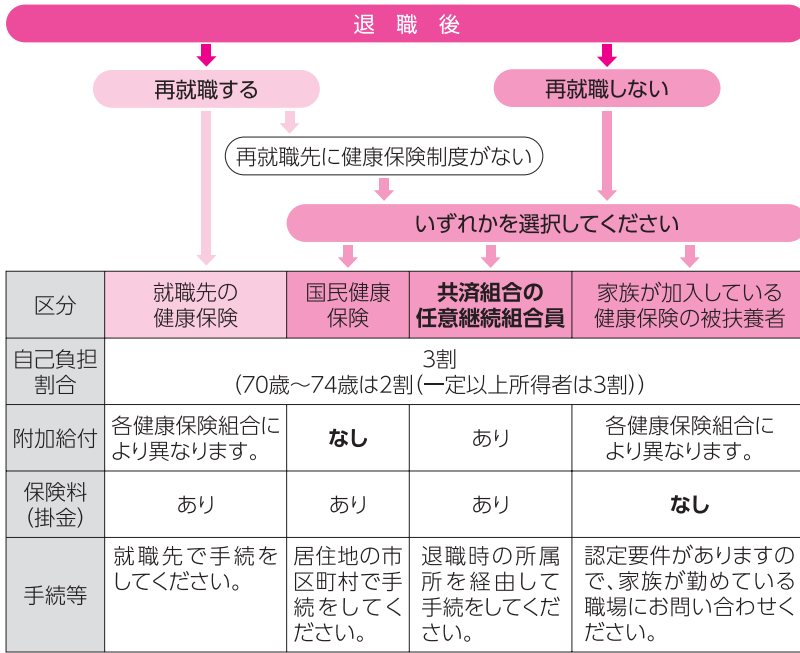
石 鏡

／ 知っておきたい！ ／

# 退職後の共済制度

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただきたく、退職後に加入する医療保険制度(主に共済組合の任意継続組合員制度)、また、年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項についてご紹介いたします。

なお、例年開催している退職予定者相談会につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、今年度も中止といたしました。相談会での使用を予定していた「令和3年度退職予定者相談会資料」の送付を希望される方は、所属所の共済組合事務担当課を通じて、共済組合までご連絡ください。



ご注意ください

## 60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要が生じます。  
手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。

## 医療保険

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格がなくなりますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入手続を行う必要があります。

今号では、共済組合の任意継続組合員制度について説明します。

### 任意継続組合員制度とは？

退職後も在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

#### 【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと。

#### 【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時の所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

#### 【加入できる期間】

2年間を限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

#### 【掛金について】

短期給付に必要な費用は、組合員と

地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた全額が組合員の負担となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。

掛金額の算定方法については、次頁を参照してください。

#### 【掛金の納付方法】

①毎月払い②半年前納③1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、②半年前納、③1年前納については、割引制度が適用されます。納付忘れを防ぐためにもお得な前納払いをぜひご利用ください。

#### 【任意継続組合員証の交付について】

「任意継続組合員資格取得申出書」を受理後、「振込依頼書」(掛金の納付書)等を共済組合届出住所に送付しますので、納付書に記載の期限までに、**金融機関等の窓口にてお振込みください**。本組合で入金を確認後、任意継続組合員証を組合届出住所に送付いたします。

#### 【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定されていた方は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

お願い

### 組合員証の返納は速やかに!

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりますので、退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済組合事務担当課(係)を経由して共済組合へ返納してください。

また、「組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、併せて返納してください。

### 任意継続と国保どちらに加入するほうが有利?

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度(以下「任意継続」という。)では一部負担金払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付のない国民健康保険(以下「国保」という。)と比べ、給付面では有利であると言えます。

一方、費用面では、**任意継続**は常に退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額との比較により保険料を算出しますが、**国保**は常に前年の収入を基に保険料を

### 任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛金率を乗じて求めます。

- ①退職時の掛金の標準となった標準報酬月額
- ②平均標準報酬月額 340,000円  
(令和3年9月末現在における組合員の平均標準報酬月額)



- ※1. 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。
- ※2. 掛金率及び平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

算定するため、**1年目は高額となり2年目は下がるケースが多い**ようです。

また、国保の保険料は世帯ごとに出され、上限額も設定されていることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合は、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任意継続に加入し、2年目は国保に切り替えることもできますので、ご自身やご家族の状況に合わせて選択してください。

※国保など他の医療保険制度に一度加入されますと、その後任意継続に加入することはできませんので、ご注意ください。

### 令和4年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)について

令和4年度の任意継続組合員に係る掛金額(年額)は下表のとおりとなります。

退職時の標準報酬月額	月払い		半年前納		1年前納	
	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金
160,000円	185,664円	34,092円	183,856円	33,760円	182,368円	33,487円
170,000円	197,268円	36,228円	195,347円	35,875円	193,766円	35,585円
180,000円	208,872円	38,352円	206,838円	37,978円	205,164円	37,671円
190,000円	220,476円	40,488円	218,329円	40,094円	216,562円	39,769円
200,000円	232,080円	42,624円	229,819円	42,209円	227,960円	41,867円
220,000円	255,288円	46,884円	252,801円	46,428円	250,756円	46,052円
240,000円	278,496円	51,144円	275,783円	50,646円	273,552円	50,236円
260,000円	301,704円	55,404円	298,766円	54,864円	296,348円	54,420円
280,000円	324,912円	59,664円	321,747円	59,083円	319,144円	58,605円
300,000円	348,120円	63,936円	344,729円	63,313円	341,940円	62,801円
320,000円	371,328円	68,196円	367,711円	67,532円	364,736円	66,985円
340,000円以上	394,536円	72,456円	390,693円	71,750円	387,532円	71,170円

- ※1. 令和4年4月に資格取得した場合の掛金額です。
- ※2. 半年又は1年前納の場合には、割引が適用されます。
- ※3. 退職時の標準報酬月額が150,000円以下の場合上記の算定式にて計算してください。

# 年金

## 【令和3年度に退職する方の場合】

平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一(二元化)されたことにより、平成27年10月以降に受給権が発生する方は、「老齢厚生年金」と「退職共済年金(経過的職域加算額)(注1)」をご請求いただくこととなりますので、その請求方法等についてご案内します。

## 年金の決定請求について

年金の支給は、以前は60歳からでしたが、段階的に65歳へと引き上げられ、今年の3月末で定年退職となる昭和36年度生まれの一般組合員については引き上げが完了したため、**65歳からとなります。**(注2)

65歳から支給される年金は、65歳到達日以降に年金請求手続を行う必要がありますが、**66歳以降に請求及び繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月分から、増額された年金額が支給されます。**

なお、年金を60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて請求することもできますが、繰上げ請求した場合、繰上げた月数に応じて減額されます。繰上げ請求を希望する方は、共済組合又は

お近くの年金事務所へご相談ください。

年金は受給権発生月の翌月分から支給されますので、65歳到達日の翌月分から支給されますが、**繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求をした月の翌月から支給されます。**

ただし、「老齢厚生年金」については、厚生年金保険に加入している方は、その標準報酬月額等に応じて、年金額が全額又は一部支給停止となることがあります。

「退職共済年金(経過的職域加算額)」については、組合員(注3)として在職中の間は全額支給停止となりますが、それ以外の間は民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

また、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として平成27年10月に創設された「退職等年金給付」についても、原則、65歳からの支給となりますが、退職等年金給付にも独自の繰上げ・繰下げ制度があります。60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて請求することもできますが、請求時に組合員(注3)として在職中の方は退職後の請求となります。

このほか、受給権発生時に、障害の年金等を受給中の場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになりますのでご注意ください。

## 退職届書の提出について

退職により組合員資格を喪失するときは、「退職届書」を所属所経由でご提出ください。(注4)

なお、退職後、年金をお受け取りになるまでに住所・氏名を変更する場合は、必ず「年金待機者異動報告書」を共済組合年金係にご提出ください。様式は本組合ホームページからダウンロードできます。

(注1)平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出される共済年金独自の年金

(注2)一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

(注3)共済組合の長期給付の適用を受けない組合員を除きます。

(注4)法改正等により、令和4年10月以降は取扱いが変更となる可能性があります。

## 障害の年金について

障害の状態にある方については、障害の程度によって障害厚生年金の支給要件に該当する可能性がありますので、所属所の共済組合事務担当課(係)又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

障害厚生年金については、14ページをご参照ください。



# 貯金事業

年利1.0%

(税引後0.79685%)

令和4年3月1日現在

共済貯金は、退職後に共済組合の**任意継続組合員**となった場合に限り、現職のときと同様に引き続きご利用いただけます。預入は「臨時増額貯金払込書」により共済貯金払込取扱金融機関から振込みを行うことで、払戻は「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで、ご利用いただけます。共済貯金払戻請求書の受付締切日及び送金予定日については、共済組合ホームページに掲載の「共済貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

なお、退職後は定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)のご利用ができなくなりま**すので、毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)の提出が必要です。**

また、現在口座をお持ちでない方も新たに追加いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

任意継続組合員にならない場合又は**任意継続組合員でなくなった場合は解約**していただくこととなります。「共済貯金解約請求書」をご提出ください。

なお、解約金の送金については、順次

送金いたしますが、各月下旬に解約請求書を提出された場合は、当月内での送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。



# 貸付事業 物資供給事業

退職後のご利用はできません(任意継続組合員となった場合でもご利用できません)。ので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただきますこととなります。

# 保健事業

退職後の保健事業について

退職後は、人間ドック等利用助成などの**保健事業はご利用できません。**

ただし、**任意継続組合員となった場合は、特定健康診査・特定保健指導のみご利用できます。**

毎年6月に「特定健康診査受診券」を送付しており、「特定保健指導利用券」については、特定健康診査の結果で対象となられた方にのみ随時送付いたします。

なお、特定健康診査・特定保健指導ともに**無料**で受けることができますので、ぜひご利用ください。



## 住所変更の届出をお忘れなく！

本組合では組合員や被扶養者の皆さまへの**重要なお知らせ**を組合員のご自宅に直接送付することがあります。転居された場合は、郵便局にて**転送手続を済ませ**、所属所の共済組合事務担当課を経由して速やかに**住所変更申告書を提出してください**。

また、変更後の住所を、証の裏面「住所」欄の2行目以降に記入してください。(余白がない場合は再交付を行います。)

### 【自宅へ直送する事例】

- ねんきん定期便 (毎年誕生日)
- 退職等年金給付残高通知書 (毎年5月頃)
- 特定健康診査受診券 (毎年6月頃)
- 特定保健指導利用券(随時)



## 年金者連盟からののご案内

年金請求待機者になられたらぜひ年金者連盟にご加入ください!!

### 年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済的生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は7,800余名となっており、県内都市による18支部と分会に分かれて活動しています。

### 主な活動と事業

- ① 各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- ② 年金受給者の処遇改善の要望を全国の連盟と共に実施
- ③ 会員の金婚・長寿(古希・喜寿・米寿・白寿)の慶祝と弔慰金の給付
- ④ 「連盟だより」の年2回発行
- ⑤ 団体傷害保険・団体疾病保険・団体介護保険・がん保険の斡旋など

### 連盟の会費と加入方法

- 会費の額  
年金額に応じ年間500円～5,000円
- 会費納入方法  
毎年4月の年金支給期に年金から控除
- 加入方法  
「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入捺印のうえご提出ください。



### お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、  
愛媛県市町村職員年金者連盟  
☎089(921)5651まで

# 気のせいじゃない! 気象病

## 天気の変化が心と体の不調を招く

天気が変わるときに起こるさまざまな不調は、「気象病」や「天気病」と呼ばれています。正式な病名ではありませんが、近年そのメカニズムが明らかになってきました。

気象病は、気温・湿度・気圧の3つの「変化」に、体が対応できず自律神経のバランスが乱れることで起きると考えられています。梅雨や台風の時季、季節の変わり目など、特に変化が激しいときほど要注意です。

気温や湿度の変化は皮膚が感知して脳に伝えられ

ますが、気圧の変化は耳の奥にある「内耳」が感知します。この変化が信号となり脳に送られ、脳から自律神経に情報が伝達。天気の変化で自律神経のバランスが乱れ、正常に機能しないと不調が起こります。

主な症状は、頭痛や首・肩凝り、めまい、吐き気、全身の倦怠感など。また、うつ症状や、気管支ぜんそくなどの持病が悪化することもあります。

気象病を予防するには、規則正しい生活がカギ。食事や睡眠などの習慣を見直し、季節の変わり目も元気に過ごしましょう。

あなたは  
大丈夫?

## ✓ 気象病チェックリスト

①②が1つでも当てはまれば気象病の可能性が高く、  
それ以外の項目が3つ以上当てはまる場合は、気象病になりやすいかもしれません。

① 天気が変わるときに、心身に不調がある。

② 雨が降る前や天気が変わる前に、何となく予測できる。

頭痛もちである。

耳鳴りやめまいが起こりやすい。

肩(首)凝りがある。又は、外傷歴がある。

猫背、反り腰で姿勢が悪い。

乗り物に酔いやすい。

ストレッチや柔軟体操をすることがほとんどない。

1日4時間以上、パソコンやスマートフォンを使う日が多い。

歯の食いしばりや歯ぎしり、歯の治療が多い。顎関節症がある。

年中エアコンが効いている環境にいる。

日常的に心身へのストレスを感じている。

更年期障害(男女ともに)ではないかと思うことがある。

※症状がある場合は自己判断をせず、かかりつけ医などにご相談ください。

不調に  
負けない!

## 気象病を遠ざける生活

### 食事を規則正しくとる

朝昼晩と3食、規則正しい食生活を心掛けて。食べ過ぎや消化不良は、胃腸に過度な負担を掛けてしまいます。

**オススメ!**

ゆっくりよくかんで食べよう



### 十分な睡眠をとる

最低6時間以上は寝て、朝はしっかり朝日を浴びましょう。寝る前のスマートフォンやパソコン作業はNGです。

**オススメ!**

就寝前は好きな音楽や、読書でリラックスを



### 適度な運動を続ける

ゆっくり、長くできる運動は、自律神経を安定させる効果があるので気象病の予防につながります。

**オススメ!**

ヨガやストレッチ、ウォーキングなど



### ストレスを解消する

日頃、体の不調や疲労の蓄積がある人ほど、気象病の症状が顕著になる傾向が。趣味など、熱中できるもので気分をリフレッシュする時間を小まめにつくりましょう。

**オススメ!**

公園やカフェなど、お気に入りの場所でのんびりと



# 特定保健指導で健康改善!

健診結果から特定保健指導※による支援対象となった方で、令和2年度に特定保健指導を利用された方の健康レベルがどの程度向上したか、その成果を発表します。

## — 特定保健指導とは? —

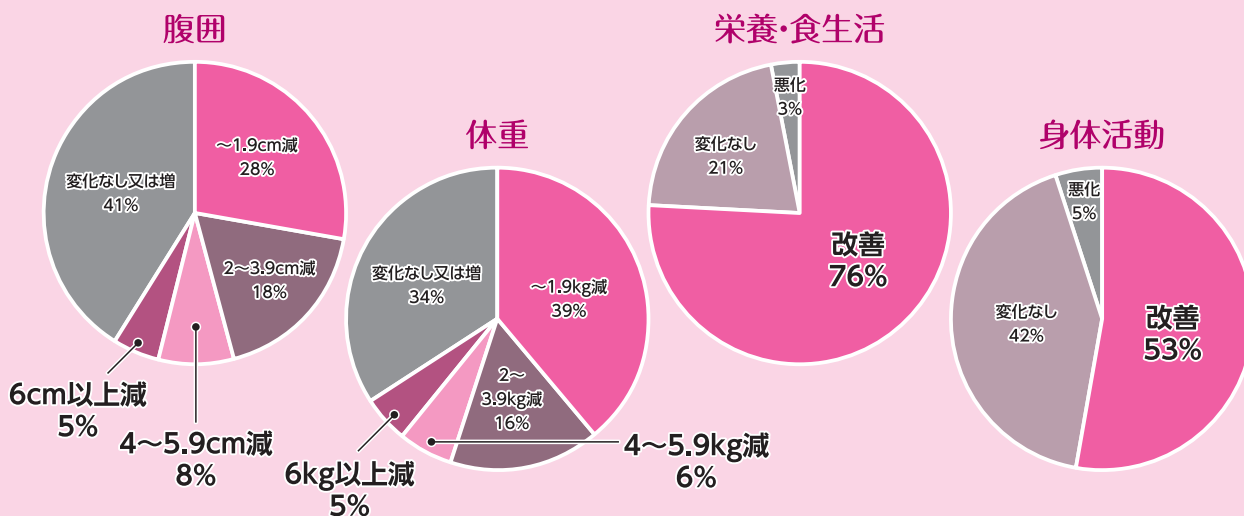
本組合又は本組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士が、各種健診(人間ドック、職場の定期健診、特定健康診査)の結果から要支援となった方に無料で実施する生活習慣病予防のための健康サポートです。プロが利用者の生活習慣を包括的に点検し、どこをどのように改善したら健康度が上がるかを助言、具体的な実践に向け3か月以上にわたって寄り添い、生活改善に役立つ行動を強力に後押しします。

### 健診時と比較して…

- 腹囲 …………… 約59%の方が改善
- 体重 …………… 約66%の方が改善
- 栄養・食生活 …… 約76%の方が改善
- 身体活動 ……… 約53%の方が改善

### 2020グランプリ

腹囲 17.5cm減 体重 16.7kg減



## 特定健康診査受診券 又は 特定保健指導利用券 が届いた 家族(被扶養者)の皆さまへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(1,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した令和3年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
  - ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方
- 詳しくは、本紙令和3年7月号(Vol.315)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。



# ライフプランセミナー (配信形式) 開催中!

令和3年度ライフプランセミナー(動画配信形式)を、  
共済組合ホームページにて開催中です。  
開催期間:令和4年4月末まで



▲What's New コーナー  
から入ります。

ご視聴いただける方\*には所属所を通じてログインID・パスワードをお知らせしています。

動画はパートごとに分かれていますので、まとめて視聴するだけでなく、合間に少しずつ視聴することもできます。  
開催期間は4月末までですのでお早めにご視聴ください。  
※募集は終了しています。

## 令和4年度人間ドック等利用助成の申込みをされた方へ

申込内容に基づき、健診機関と調整を行い、利用者を決定していますが、第1希望の健診機関の利用枠提供数を申込数が上回った場合、第2希望により決定することがあります。この場合、第2希望の申込みをしていない方は、人間ドック等利用助成をご利用になれませんのでご了承ください。

なお、**申込後の健診機関、利用区分(コース)の変更はできません。**

利用者決定後、所属所を通じて「人間ドック等利用券」を配付します。利用券が届きましたら、**券面に記載の注意事項等をよくお読みください。**健診機関に利用券の提出がない場合は助成を受けることができませんので、紛失しないように保管してください。

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、健診機関の判断により一部のコースや検査、又は人間ドック自体を中止することがあります。あらかじめご了承ください。

**人間ドックの健診結果により特定保健指導の対象となったときは、必ず特定保健指導を受けてください。ご案内した特定保健指導を受けなかった場合、人間ドック等利用助成を受けられなくなることがあります。**

# 夫婦共同扶養の場合における 被扶養者の認定について

年収がほぼ同じの夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするか調整する間、その子が無保険状態となることがないように、厚生労働省から「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」の通知が発出されました。

本組合においても同様の取扱いとすることとし、次のとおり取扱いますのでお知らせいたします。

## 夫婦共同扶養(組合員が配偶者と共同して同一人(子等)を扶養)の場合

- ①被扶養者の人数に関わらず、年間収入(過去、現時点、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とします。
- ②夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ③扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている者の被扶養者とします。

- 夫婦の今後1年間の収入の見込み額を確認するため、組合員の配偶者の収入額が確認できる書類の提出が必要です。配偶者の加入する健康保険制度により提出書類が異なりますので、提出の必要がある方は、次の表を確認の上ご提出ください。

区分	提出書類
組合員の配偶者が 被用者保険の被保険者の場合	• 所得証明書(源泉徴収票不可) • 標準報酬決定通知書(写)等
組合員の配偶者が 国民健康保険の被保険者の場合	• 所得証明書又は確定申告書(控) ※事業収入の場合は経費内訳書(写)

※配偶者が組合員の被扶養者として認定されている場合は提出書類は必要ありません。

- 初回の認定時において、夫婦の年間収入の比較の結果、認定対象者を被扶養者として認定しない場合は、不認定の理由を記載した通知を送付します。この通知を次に届出を行う配偶者が加入する保険者等に提出してください。
- 夫婦の年間収入の逆転により扶養替えをする場合は、組合員又は配偶者が、年間収入が多くなった方が加入する保険者に認定日を確認した上で、扶養替えの手続きを行ってください。



# 新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に収入が増加する場合の被扶養者認定の取扱いについて

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の方

令和3年4月から新型コロナウイルス感染症への対応として、短期集中的にワクチン接種が行われておりますが、例年になく対応として期間限定的に行われるものであるという特別の事情を踏まえ、ワクチン接種業務に従事したことによる収入については、被扶養者認定の際の収入に含めないこととする特例措置が設けられました。

### 【特例対象者】

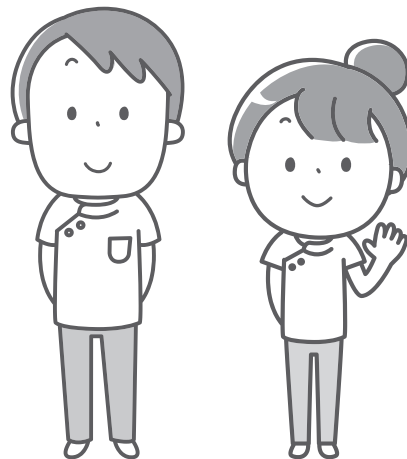
新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する**医療職の方**(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

### 【収入の取扱い】

令和3年4月から令和4年9月末までのワクチン接種業務で得た収入は、扶養認定を判断する際の収入には含めません。

### 【収入確認方法】

様式「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」等、ワクチン接種業務に従事した事実を確認できる書類を被扶養者申告書に添付して提出してください。



## 特例対象者以外の被扶養者の方

ワクチン接種業務以外でも、新型コロナウイルス感染症の影響で認定時には想定していなかった事情(残業や勤務日数の増加など)により収入が増加し、収入基準額(年額130万円)を超える場合であっても、収入の増加が**新型コロナウイルスの影響による一時的なもの**であると本組合が判断した場合は、認定取消とはなりません。

給与明細書や雇用契約書などから、過去の収入及び今後の勤務状況などを調査確認した上で、認定継続の可否を判断します。

該当となる被扶養者がいる場合は、所属所の共済組合事務担当課又は下記までお問い合わせください。提出書類等についてご案内します。

被扶養者の認定に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

## 就職シーズン

### 被扶養者の

### 取消手続をお忘れなく！



今年度も残すところあと1か月となり、卒業、進学、就職など、被扶養者の異動が多い時期となりました。被扶養者の方に異動が生じた場合は、認定・取消等の手続が必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続を忘れがちになりますので、異動手続の必要があるか下図で確認の上、該当する方は速やかに手続をお願いします。

#### 就職するとき

被扶養者の取消手続が必要となりますので、次の書類等を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員被扶養者証

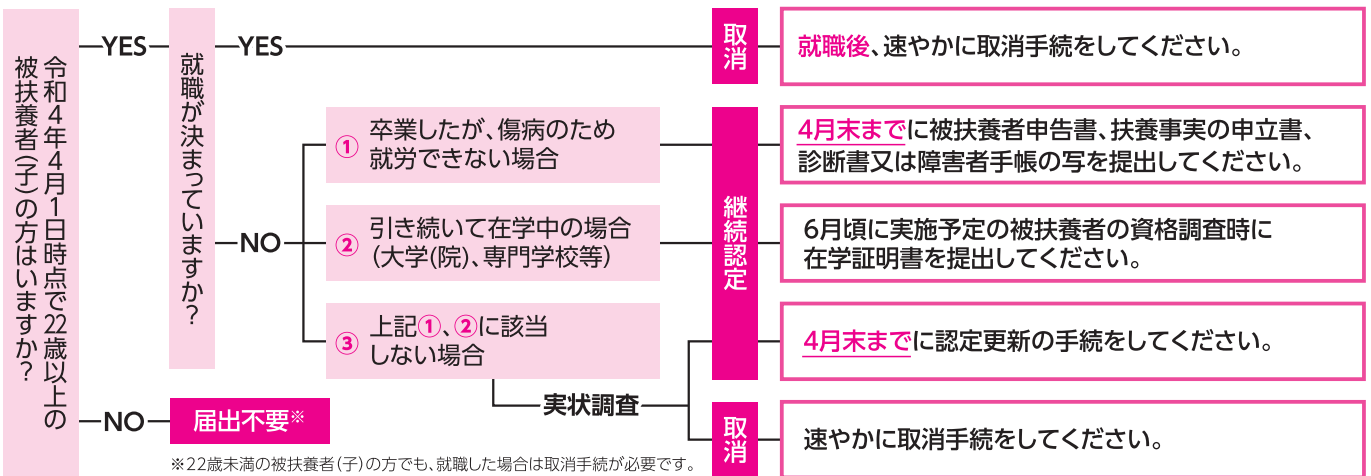
#### 学校を卒業したが就職ができないとき

学校卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかったため、引き続き組合員の扶養を受ける場合は、被扶養者認定の更新手続が必要となりますので、次の書類等を4月末までに提出してください。

- 被扶養者申告書
- 扶養事実の申立書
- 組合員被扶養者証

※組合員以外の扶養義務者(配偶者等)がいる場合や、組合員と別居している場合など、右記の書類以外に別途書類の提出を求められる場合があります。

扶養の事実・扶養しなければならぬ実状を調査確認した上で、認定の可否を判定します。なお、認定期間については、最長1年間となります。



この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

## 被扶養者を遡及して資格取消したときの医療費返還について

被扶養者の取消後は、組合員被扶養者証を使用して医療機関を受診することはできません。取消手続をするまでの間に被扶養者証を使用して医療機関で保険診療を受けた場合には、取消日に遡って共済組合が負担した医療費を全額返還していただくことになります。

医療費は医療機関が作成するレセプトに基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関で審査するため、本組合から医療費の返還請求をするまでに3か月以上かかります。

共済組合へ返還した医療費については、被扶養者が新たに加入した健康保険に請求すると返還額相当額(家族療養費附加金、事務費を除きます。)が給付されますが、遡及した期間が長いとその返還額が高額になる場合があります。一時的な支払いとはいえ金銭面の負担が大きくなります。

被扶養者の取消後に被扶養者証を使用して医療機関を受診すると、医療費返還のため金融機関に出向かなければならないことや、新たに加入した健康保険に給付金の請求手続をすることなど事務的な負担も生じるため、日ごろから被扶養者の収入額等を把握しておき、取消手続が遅れることのないようにしましょう。

#### 医療費返還の納付書が届いたら…

医療費返還請求の納付書が届きましたら指定された返還期限内に医療費を返還してください。

入金確認後、共済組合からレセプトを送付しますので、納付書の控えとともに新たに加入した健康保険に給付金の請求手続を行ってください。

# 入学・修学貸付受付中です

貸付利率

年1.26% (変動金利)※

※金利は令和4年3月1日現在

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。5月以降は、貸付額が制限される場合や貸付できない場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課(係)へお申し出ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付事由	入学時に要する諸費用 ● 入学金、教科書代、授業料等 ● 敷金礼金等 ● 家具・家電(下宿の場合) ● 制服等	修学(進学・進級)に要する諸費用 ● 当該年度分(※)の授業料、通学費用 ● 家賃 ※秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。
限度額	給料月額のみ6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※1万円単位
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付利率は、年1.26%                              ※ 貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。</li> <li>● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申し出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据置きられます。(元金据置期間中は利息分のみの償還になります。)                              ※ 修学貸付は、申し出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。                              ※ 留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付はお申込みいただけます。)</li> <li>● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。</li> <li>● 任期に定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)の方が利用を希望される場合は、事前に必ずご相談ください。</li> <li>● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。</li> </ul>	

● 貸付事業はこちら



● 物資供給事業はこちら



物品購入は共済組合の物資供給事業をご利用ください  
 ● 年利1.9%※(変動金利)  
 物資供給事業契約業者(指定店)では、共済組合の立替払いで自動車等の生活必需品が購入できます(上限200万円)。  
 償還(返済)方法は、支払い忘れのない給与控除で、給料からは60回以内、賞与からは立替金額の半分以上でそれぞれ自由に返済期間の設定ができますが、任期に定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)の方が利用を希望される場合は、事前に必ずご相談ください。  
 また、組合員割引を実施している指定店もございますので、ぜひご利用ください。  
 なお、事業の詳細及び指定店名簿、割引内容につきましては、共済組合ホームページをご覧ください。

## ■物資指定店(追加・変更・取消)

区分	年月日(変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	R3.12.20	(有)光葉電器	新居浜市本郷3丁目4-23	(0897)43-0660	電気製品
変更	R4.1.11	愛媛トヨペット(株) 新:四国中央店 旧:三島川の江店	新:四国中央市妻鳥町1703-2 旧:四国中央市川の江町塚田181-1	(0896)58-5252	自動車

このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎ 089(945)6316

# 在職中の障害厚生年金について

被用者年金一元化(平成27年10月)以降は、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害厚生年金が支給されます。

組合員(注1)である間に初診日(注2)のある傷病が原因となって、障害認定日(注3)において、障害等級が1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態(注4)にあるとき、共済組合が障害厚生年金を決定します。

障害厚生年金の請求を行える障害の状態にあるか不明な場合は、共済組合にご相談ください。

(注1)被用者年金一元化以降は、共済組合の組合員たる厚生年金の被保険者

(注2)初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注3)障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日になります。

〈例〉①人工透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日 ②人工骨頭又は人工関節を挿入置換した日

③心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した日

④人工肛門を造設した日又は尿路変更術をした日から6か月を経過した日

⑤新膀胱を造設した日 ⑥肢体を切断又は離断した日 ⑦喉頭全摘出した日

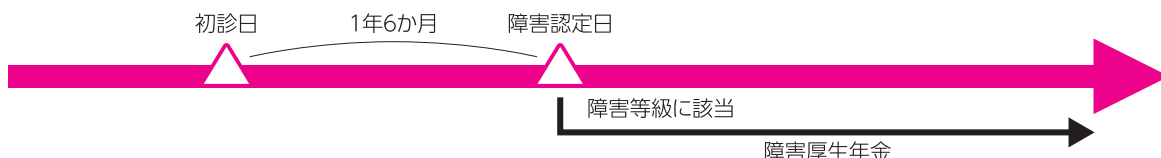
ほかにも該当する場合がありますので、気になる方は共済組合にお問い合わせください。

(注4)障害等級1級から3級に該当する程度の障害の認定基準の目安は次のとおりとなります。

1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

## 請求事例1 障害認定日による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日において、障害等級1～3級に該当すると認定されたとき



## 請求事例2 事後重症制度による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日時点では、障害等級1～3級に該当しなくても、65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当すると認定されたとき



## 「令和4年 年金制度等の改正のポイント」について

今月号と併せて配布しました冊子「令和4年 年金制度等の改正のポイント」について、パソコンやスマホで閲覧できるようにPDFデータを本組合ホームページの「What's New」に掲載していますので、ご利用ください。

このページについての問い合わせ先

共済組合年金課 年金係 ☎ 089(945)6317

# えひめ 共済会館の 新型コロナウイルス 対策

WITHコロナの時代  
安全で安心な空間をご提供します。

## 1 職員の健康管理を徹底

- ・マスクの着用及び出勤前の検温を徹底しています。
- ・定期的な手洗い・消毒を徹底しています。

## 2 清掃・消毒を強化

- ・手指消毒用アルコールを各フロアに設置しています。
- ・館内の消毒・除菌・換気を定期的実施しています。
- ・各会議室及び宿泊室に空気清浄機を設置しています。
- ・エレベータースイッチやドアノブなど不特定多数の方が直接触れる箇所は消毒を強化し、抗菌シールを貼付しています。

## 3 会議又は会食で会議室を ご利用時の対応

- ・ご利用人数に合わせたゆとりあるレイアウトをご提案します。
- ・飛沫感染防止のためのアクリル板を無料で貸し出します。
- ・非接触型体温計を無料で貸し出します(数に限りあり)。
- ・会食時、ウェイターは、フェイスガード及び手袋を着用します。

## 4 レストランをご利用時の対応

- ・お席に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しています。
- ・夕食の混雑時には、会場を別にご用意し、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- ・ビュッフェ形式の朝食には、マイトンブをご用意します。

## 5 宿泊時における対応

- ・フロントに飛沫感染防止シートを設置しています。
- ・宿泊者全員に対しチェックイン時の検温を実施します。
- ・共同浴場の同時利用人数を制限しています。
- ・ロビーの換気に努めます。



# 1泊2食付 おすすめプラン 四季の伊予路プラン 春



ご予約  
承り中

宿泊と夕・朝食をセットにした  
お得なプランです。

※朝食はバイキング形式となります。

1泊2食付 **7,100円** (税込) 期間: 令和4年3月1日~5月31日

～お品書き～

前菜	白身魚と新玉ねぎの南蛮漬け
造り	三種盛り(鯛・鮪・烏賊)
焼物	鱈の西京焼き
肉料理	牛肉と地元野菜のすき焼き
揚げ物	小海老と筍の天ぷら
食事	海鮮ちらし
デザート	苺ムースと果物

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

## えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322



【ホームページアドレス】 <http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】 [e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp](mailto:e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp)



—組合の現況—

(令和4年1月末現在)

◎所属所数	43
◎組合員数	17,368人
男	9,719人
女	7,649人
◎平均標準報酬月額(短期)	346,520円
◎被扶養者数	15,750人
(含任継)	内 131人
◎任意継続組合員	210人
◎年金受給者数	18,880人